

※母子保健推進員名簿

受持地域	推進員名	住所	連絡(電話)
篠本一区・二区	秋山靖枝	篠本580	5-0013
篠本三区・新井	堀越房子	篠本4592	5-0171
宝米・二又	鈴木良子	宝米9	5-1100
小田部住宅・母子	野村米子	芝崎1421	5-0269
小田部・台・小川台	林とく	小川台974	5-1068
傍示戸・富下・虫生	古川昭子	富下641	5-1262
県営住宅・宮内	萩田良子	宮川2308	4-0453
古屋・桑郷・西高野	斉藤嘉子	宮川6992	4-2216
橋場	越川弘子	宮川5504の5	4-0337
橋場	椎名清子	宮川5467	4-0220
入谷中	川島滋	宮川10064	4-1013
作間内・篠原・原方	木原正子	原方1160	4-1838
辻・木戸	向後安子	木戸3926	4-0099
長塚・五ノ神	疋田ウタ子	木戸5951	4-0150
尾垂五区・六区	伊藤富子	尾垂口723	4-1209
白磯・関	実川和枝	木戸8424	4-0286

動です。
しかし着実に功績を残しています。たとえば、2,500g以下の未熟児の生まれる数も多い時は、一年間に14人ほど生れていたのが、現在は、6、7名と減少しています。
また、乳幼児健診も、受けるようにすすめたり、健診にこなか
つた人の状況を知らせたりしてくれるので、受診率も常に90%前後になっています。
皆さんの地区には、次の16名がいます。どうか、お宅におじやました時や、道であった時には、気軽に声をかけてあげて下さい。

食肉センターで 獣魂祭

5月24日、町営東陽食肉センターで町と同業者組合の共催で獣魂祭が行なわれました。式典には、斉藤町長、市川同業者組合長をはじめ食肉センター関係者100人が出席し、と殺された家畜の霊をなぐさめました。

同センターは、60、61年度と、と畜頭数が20万頭を超え、今年度もさらに増加の傾向にあります。

- 61年度のと畜状況は
- ・豚 200,851頭
 - ・牛馬 5,442頭
 - ・小牛 407頭

で、これらの収益は貴重な町の財源となっています。



児童扶養手当とは、父と生計を別にしている児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に役立てるためにその児童を監護する母か、養育者に手当を支給する制度です。

支給要件
この手当は、次のいずれかに該当する児童(18歳未満の者又は20歳未満で一定の障害状態にある者)の母がその児童を監護するとき、または母がいなくても若しくは母が監護をしない場合に母以外の者が、その児童を養育するときは、その母又はその養育者に対し支給される。
○父母が婚姻を解消した児童
○父が死亡した児童

支給制限
手当は父又は母の死亡により公的年金給付や労働基準法による遺族補償、その他法令で定める給付を受けることができる場合、あるいは、母の配偶者に養育されている場合は支給されません。

申請手続き
父との状況により用意する書類が異なりますので、地区の母子福祉推進員か、役場住民福祉課福祉係にご相談ください。

手当額及び支給方法
児童一人の場合 月額三三、九〇〇円、児童二人の場合三八、九〇〇円、三人目以降は一人につき二、〇〇〇円加算される。
手当は四、八、十二月の三期にそれぞれ前月までの分を指定金融機関等で支給される。

社
○父が障害の状態にある児童
○父の生死が明らかでない児童
○父が引き続き一年以上遺棄している児童
○父が法令により引き続き一年以上拘禁されている児童
○母が婚姻によらないで懐胎した児童(父から認知された児童を除く)
○父母があるかないか不明の児童

社
○母若しくは養育者又は、その配偶者等の前年の所得が一定額以上であるときは、その年の八月から翌年七月までの手当は支給されません。

福

社

せん。